

今年度は「教育・文化スポーツ常任委員会」の委員長として、「教育人材の確保と育成」などに取り組んでいます。



常任委員会の県内調査で教育総合センターを視察し、不登校等の相談体制について意見交換

滋賀県のコロナ警戒レベルも10月14日「1」に引き下げられ、場面に応じたマスクの着用など基本的な感染対策を講じながら少しずつ日常が戻りつつあります。しかし、陽性者判明数は高止まりが続いており、インフルエンザとの同時流行への警戒など、まだまだ余談は許せない状況でもあります。オミクロン対応のワクチン接種推進や検査相談体制の整備など、「命を守り」不安を少しでも和らげる政策を、引き続きしっかりと進めてまいります。

## Topics

7月・9月定例会義報告  
常任委員会報告  
地域の行事も少しずつ再開  
「いぬ・ねこ・にんげん  
しあわせフェスタ」開催!!

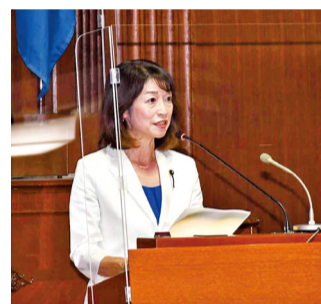
# 小川 やすえ

滋賀県議会議員

### プロフィール

徳島県鳴門市出身 岡山大学文学部卒業  
1996年滋賀へ 1997年子育てや女性の一步を応援する「びいめ〜る企画室」創設。情報紙発行、コミュニティカフェ運営等に携わる  
2011年〜2014年守山市議会議員  
2019年〜滋賀県議会議員

## 9月例会議報告



9月20日〜10月14日開催  
され豪雨災害復旧や物価高対策を含む補正予算31億円余等が可決されました。

滋賀県議会ホームページの録画でもご覧頂けます。



## 県立病院の経営形態のあり方について



現在、地方独立行政法人化（独法化）も選択肢とした県立病院の経営形態のあり方について検討が進んでいますが、半年間・わずか4回の専門部会で取りまとめるという過程も含めて唐突感や拙速感に否めず、県民に大きな不安を与えています。地元市である守山市から「安易に独法化の結論に至るのではなく、長期的かつ安定的な視点から十分に議論を尽くすこと」と県に要望が出され、市議会で同様の意見書が全会一致で可決されました。

11月には答申が確定し、年内に方向性が決まるということで、これまでの議論の検証をすべく質問いたしました。

一般的に独法化すると定数条例の適用がはずれ、自由に増員を図れることが大きなメリットと言われるが、本県の現状に照らし合わせて、このメリットは有効に作用すると思われるのか。

病院事業庁長 本県では、毎年度の定数条例の改正の中で必要数を議会に諮りこれまで着実に増員が図れていること、また、ほぼ全ての職種で採用選考の権限が委任されていることから、これらの点に関して、**独法の効果はさほど大きくないもの**と考える。



大津市民病院の医師の大量辞職の例のように、独法化が人材確保につながらないどころか、**行政としてのガバナンスが効かなくなるリスク**もあります。ここは大きなポイントです。

議会の議決を経ずに理事会の承認のみで予算執行できる迅速性と柔軟性も独法化のメリットに挙げられるが、**現行形態でも、裁量権の拡大などで一定の効果を得られることも可能**なのでは

病院事業庁長 平成18年度の地方公営企業法全部適用に伴い既に、組織改編や人事配置、採用、手当の創設などが独自の判断で行えるようになっており、さらなる裁量拡大の余地は限られているが、**運用面で、裁量を十分活かしている面はあると思うので、こういった改善ができるか検討していく。**

独法化のデメリットとして、移行準備や独自システム構築に人員や経費を要するといった点が挙げられるが、**独法化した場合、事務経費はどれくらいと見込むのか。**

病院事業庁長 独法化する場合独自システムの構築や、固定資産台帳の整備など、人件費も含めて多額の準備経費を要すると聞いていますが、**どういった方法で実施するかによって必要経費も変わってくるため、詳細な検討を行っている。**



全国地方独立行政法人病院協議会が行ったアンケートでは、独法化に伴い6割の法人がデメリットもあつたと回答しており、その多くが「業務量の増大」です。移行準備に費用が高みすぎたと答えた法人もあり、今回の経営形態の検討を始めた大きな要因は資金不足ということを考えると、この点もしっかり明らかにして議論すべきではないかと考えます。

現在、政策医療や不採算部門に充てるべく、国の基準に基づき一般会計から病院への繰出しを行っており、その額は令和3年度決算では40億円余にのぼっている。独法化された場合の扱いはどうなるのか

病院事業庁長 独法化する場合であっても、現在と同様に、総務省の繰出基準の項目に沿って算定することとなるため、金額に差が生じるといったことはない

つまり、**国費も含むこの繰出し金は、公立病院として、民間では十分対応できない医療を支えるための投資で、経営形態に関わらず必要なもの**ということでは

これまでの議論を踏まえて、拙速に独法化に走るのではなく、**まずは現行制度の中でやれることにしっかりと取り組むべきだと考える**が見解を伺う。

病院事業庁長 当初から独法化ありきで考えていたわけではない。進め方として、まず選択肢である「地方独立行政法人」と、「指定管理者制度」の効果と課題を検証し、その上で、**現行の経営形態との比較、また、現行形態を継続する場合の経営改善の取組を検討することとしていた。独法化のメリット・デメリットも一定整理できたことから、現行の全部適用での経営改善の取組について議論を深めている。**今後、2回の有識者会議と、県民から意見募集も予定しており、それらも踏まえて方針を決定する。

どのような経営形態であっても、**必要なのは、明確なビジョン、関係者全体での意識の共有、必要な投資、課題解決への連帯、県民の理解**だと思いが、**知事の所見を伺う。**

知事 私も認識は同じだ。県立3病院の政策医療の機能をより高めることが、目指すべき方向であり、**県民が期待されていることでもある。** これまでも各病院では、鋭意努力してきたが、**実際には経営の裁量という面で課題や制約があり、それらをクリアするためにはどういった経営形態が望ましいか**ということを正に今、議論・検討している。経営形態の見直しは、あくまで手段であり、**目的は県立病院として、県民の皆さんが望む医療を持続的に提供することだ。** その点を常に意識しながら県民の負託に応えられる県立病院を目指していきたい。

